

山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準

[令和2年3月5日平31技術管理第705号]

1 趣旨

この指名基準は、山口県が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務並びに補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するための指名競争入札に参加する者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指名業者

この基準において選定される「指名業者」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定により、指名競争入札に参加させるために指名する者をいう。

3 資格審査

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定による資格は、県に対して、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者につき、入札参加を希望する業種ごとに、審査し決定する。
- (2) 前項の資格審査申請について必要な事項は、知事がこれを定めて告示する。
- (3) 建設工事等については、それぞれの工事等の種類に応じて、指名選考に必要な等級に区分する。

4 選定基準

- (1) 工事の種類ごとに、当該工事の請負対象設計額に応じ、下表の「請負対象設計額」欄に示す金額に見合う工事等（以下「等級工事」という。）に対応する「等級」欄に示す等級に区分された業者（各自の等級は通知済。）から選定する。

等級工事区分

土木一式工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	60,000以上
B	30,000以上 60,000未満
C	10,000以上 30,000未満
D	10,000未満

建築一式工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	60,000以上
B	30,000以上 60,000未満
C	10,000以上 30,000未満
D	10,000未満

とび・土工・コンクリート工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	15,000以上
B	7,000以上 15,000未満
C	7,000未満

管工事、電気工事、その他専門工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	12,000以上
B	7,000以上 12,000未満
C	7,000未満

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	3,000以上
B	3,000未満

(2) (1)による選定のほか、次により選定することができる。

ア 上位及び下位等級業者からの指名

上位及び下位等級業者から指名する場合は、当該等級工事の指名業者数の概ね1/2の範囲内とする。

イ A等級業者を指名する場合の範囲

A等級業者をB・C等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	30,000以上
建築一式工事	30,000以上
とび・土工・コンクリート工事	15,000未満
管、電気、その他専門工事	12,000未満

ウ B等級業者を指名する場合の範囲

(ア) B等級業者をA等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	100,000未満
建築一式工事	100,000未満
とび・土工・コンクリート工事	40,000未満
管、電気、その他専門工事	30,000未満

- (イ) B等級業者をC等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	10,000以上
建築一式工事	10,000以上
とび・土工・コンクリート工事	7,000未満
管、電気、その他専門工事	7,000未満

エ C等級業者を指名する場合の範囲

- (ア) C等級業者をB等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	60,000未満
建築一式工事	60,000未満
とび・土工・コンクリート工事	15,000未満
管、電気、その他専門工事	12,000未満

- (イ) C等級業者をD等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	10,000未満
建築一式工事	10,000未満

オ D等級業者を指名する場合の範囲

- D等級業者をC等級工事へ指名する場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	30,000未満
建築一式工事	30,000未満

- (3) 建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の指名において、業務の内容及び地域の実情等から、(1)による選定のほか、次により選定することができる。

ア A等級工事の場合

B等級業者から概ね1/2を選定することができる。

イ B等級工事の場合

A等級業者から概ね1/2を選定することができる。

5 緊急を要する工事または特殊な工事の指名

(1) 緊急を要する工事の指名

災害応急復旧工事あるいは緊急を要する工事は、この基準によらないで業者を選定することができる。

(2) 特殊な工事の指名

特殊な工事についてはこの基準によらず、それぞれの工事の内容等に適応した業者を選定することができる。

6 指名業者数

選定する指名業者数は、原則10者から20者とする。

ただし、地域の実情等により、概ね5者まで減ずることができる。

7 指名の運用

工事内容、地域の実情あるいは業者の状況等で特別な事由がある場合は、4の(1)による等級工事区分の下位2等級までの範囲において競争入札審査会で選定することができる。

なお、指名の運用にあたっては、競争入札審査会で十分協議すること。

附則

この基準は、平成13・14年度建設工事等競争入札参加資格者に係る指名から適用する。

附則

この基準は、平成15・16年度建設工事等競争入札参加資格者に係る指名から適用する。

附則

この基準は、平成18年4月1日以降の指名から適用する。

附則

この基準は、平成19年7月1日以降の指名から適用する。

附則

この基準は、平成21年7月21日以降の指名から適用する。

附則

この基準は、令和2年4月1日以降の指名から適用する。